

2021年3月1日

逗子市

横浜市の図書館で本が借りられるようになります

令和3年4月1日から、横浜市立図書館(各区の図書館18か所・移動図書館はまかぜ号)で、逗子市民も本が借りられるようになります。

●令和3年4月1日から、横浜市立図書館で本が借りられます。

令和3年3月1日に、横浜市教育委員会と「図書館の相互利用に関する協定」を締結します。

現在、逗子市民が横浜市立図書館所蔵の本を借りる場合には、逗子市立図書館を經由して借りていますが、協定を締結することにより、4月1日から横浜市立図書館で直接本を借りられるようになります。

また、横浜市民も同様に逗子市立図書館及び分室で本が借りられるようになります。

●借りるためには、図書館カードが必要です。

逗子市民が横浜市立図書館で本を借りるためには、横浜市立図書館のカードが必要です。

カード交付の手続きは、横浜市立図書館で行います。(住所・氏名が確認できる書類を持参。)

横浜市民も同様に、逗子市立図書館で手続きが必要です。

●本は6冊まで借りられます。

本・雑誌を合わせて6冊まで借りられます。貸出期間は2週間までです。

横浜市民も同条件になりますが、雑誌の貸出期間は1週間までです。

【付属資料】

資料1：横浜市立図書館一覧

本件に関するお問い合わせ先：

教育委員会 逗子市立図書館 安田・塚本

電話：046-871-5907